

逆の話もありました。危険かどうかの応急危険度判定と、財産価値として、家や土地がどの程度の被害を受けたかという災害証明書は、観点が違うのですが、違いが紛らわしいため、

市町村への問合せも非常に多かつたと聞いています」

地域の関係者とのつながりをもつ

東部土木事務所登米地域事務所職員

「応急危険度判定に関しては、地域の建築関係者と適切な距離を保ちつつ、日頃からコミュニケーションを取ることが大切だと思いま

す」

住家被害認定調査

各県税事務所(仙台南・北部・東部)職員

「やったほうがいいと思うことは、『目合わせ』です。これは確実にやっておかなければなりません。今後は経験の浅い方もできる限り現場に同行することが必要だと思います」「半壊から大規模半壊の境目で迷うことがあつたです。迷ったときは、複数の目でお互い相談しながら調査をしました」

「認定士の養成、若手職員の人材育成で体制を整備する

塙釜県税事務所・東部県税事務所職員

「兵庫県のような家屋被害認定士という体制を整備すれば、市町村間の認定の差が出にくいたと思います。東日本大震災では、かなりの差があります。令和元年5月には、対象範囲を本庁から地方機関に拡張する等の改定を行い、計画名も「宮城県業務継続計画(BCP)」に変更している。本計画の中で税務課及び各県税事務所の非常時優先業務として「要請を受けた住家被害認定調査に係る市町村への調査支援(助言及び相談を含む)に関する」と位置付けている。

「若手職員の経験者が少ない状況です。今後

が市町村に義務付けられた。

業務継続計画(BCP)に位置づけ

県では、東日本大震災と同規模の地震が発生した場合を想定し、「宮城県業務継続計画(BCP)【本庁・地震編】」を平成28年3月に策定した。

P)【本庁・地震編】を平成28年3月に策定した。令和元年5月には、対象範囲を本庁から地方機関に拡張する等の改定を行い、計画名も「宮城県業務継続計画(BCP)」に変更している。本計画の中で税務課及び各県税事務所の非常時優先業務として「要請を受けた住家被害認定調査に係る市町村への調査支援(助言及び相談を含む)に関する」と位置付けている。

県税職員セミナーの開催

税務課では、多発する自然災害に際し、税務職員として支援業務を行うケースが多くあるが、被災現場の実態や実情、必要な視点等について知る機会が限られているとして、実際に業務に従事した職員を講師としたセミナーを開催し、災害対応に備えている。

耐震性の優れた設備に変更

多くの住宅のライフラインで被害を受けたことから、水道やガス等が使用できず、入居者が部屋に戻れない状況等が続いたこともあり、受水層の更新等の設備改修工事の際には、耐震性の優れた物に変更する等、被害の軽減や早期の復旧が可能となるよう、災害に向けた対策に取り組んでいる。

の災害対応を見据えた人材育成を真剣に考えていいく必要があると思います」

仙台南県税事務所職員

「家屋の被害なので、壁のひびや、柱がゆがんでいるなどの写真が必要ですが、住民の方は、部屋の中が散乱している写真を撮つてくれます。これでは家屋の被害認定には使えません。屋根や瓦の落ちている状況、家の周囲の写真を撮つてください、もし先に直す場合は、修繕前の写真を記録に残しておいてくださいと伝えていました。あのよくなきは、被災者は立場で業務を進めなければならないと思います」

「ケーションスキルが必要だと思います。今後も災害があつたときに、被災者の気持ちを考えながら対応してほしいと思います」

安易な業務簡略化をしない

仙台南県税事務所職員

「り災の調査について、例えば将来的に人手不足なのでスマートフォンで写真を撮つて送るなど、業務が簡略化される可能性がありますが、それでは詐称する人がいたり、適切な調査ができるのではないかと思います」

あとあらゆる危険を想定する

北西部税事務所・栗原地域事務所職員

「現地の調査には、あとあらゆる危険が伴います。雪が積もつて建物が見えないから帰つてきましたこともありました。安全靴を履かないと釘を踏むこともある。がれきの上も歩きます。海岸線の道路を走るときは、ラジオを全開にして、津波警報がきたらすぐ逃げる心

「半壊から大規模半壊の境目で迷うことがあります。迷ったときは、複数の目でお互い相談しながら調査をしました」

「認定士の養成、若手職員の人材育成で体制を整備する

塙釜県税事務所・東部県税事務所職員

「兵庫県のような家屋被害認定士という体制を整備すれば、市町村間の認定の差が出にくいたと思います。東日本大震災では、かなりの差があります。令和元年5月には、対象範囲を本庁から地方機関に拡張する等の改定を行い、計画名も「宮城県業務継続計画(BCP)」に変更している。本計画の中で税務課及び各県税事務所の非常時優先業務として「要請を受けた住家被害認定調査に係る市町村への調査支援(助言及び相談を含む)に関する」と位置付けている。

業務継続計画(BCP)に位置づけ

県では、東日本大震災と同規模の地震が発生した場合を想定し、「宮城県業務継続計画(BCP)【本庁・地震編】」を平成28年3月に策定した。

P)【本庁・地震編】を平成28年3月に策定した。令和元年5月には、対象範囲を本庁から地方機関に拡張する等の改定を行い、計画名も「宮城県業務継続計画(BCP)」に変更している。本計画の中で税務課及び各県税事務所の非常時優先業務として「要請を受けた住家被害認定調査に係る市町村への調査支援(助言及び相談を含む)に関する」と位置付けている。

県税職員セミナーの開催

税務課では、多発する自然災害に際し、税務職員として支援業務を行うケースが多くあるが、被災現場の実態や実情、必要な視点等について知る機会が限られているとして、実際に業務に従事した職員を講師としたセミナーを開催し、災害対応に備えている。

耐震性の優れた設備に変更

多くの住宅のライフラインで被害を受けたことから、水道やガス等が使用できず、入居者が部屋に戻れない状況等が続いたこともあり、受水層の更新等の設備改修工事の際には、耐震性の優れた物に変更する等、被害の軽減や早期の復旧が可能となるよう、災害に向けた対策に取り組んでいる。

構えをしていました。毎日危険を伴う現場でした

県営住宅の復旧

「住民の方は、その部屋に『戻りたい』といふ意向でした。避難所からきて『いつ工事が終わるのか』とよく質問を受けました」

「1階が完全に天井まで水に沈んだ所の工事をしましたが、3分の2くらいの住民はその部屋に戻りました。津波がきた所にも一度住みたのか、とはじめは思いましたが、やはり『もともと住んでいた所』への思いはどうしても大きいと感じました」

住宅課職員

「住民の方は、その部屋に『戻りたい』といふ意向でした。避難所からきて『いつ工事が終わるのか』とよく質問を受けました」

「1階が完全に天井まで水に沈んだ所の工事をしましたが、3分の2くらいの住民はその部屋に戻りました。津波がきた所にも一度住みたのか、とはじめは思いましたが、やはり『もともと住んでいた所』への思いはどうしても大きいと感じました」

仙台南県税事務所職員

「住民の方は、その部屋に『戻りたい』といふ意向でした。避難所からきて『いつ工事が終わるのか』とよく質問を受けました」

「1階が完全に天井まで水に沈んだ所の工事をしましたが、3分の2くらいの住民はその部屋に戻りました。津波がきた所にも一度住みたのか、とはじめは思いましたが、やはり『もともと住んでいた所』への思いはどうしても大きいと感じました」

安易な業務簡略化をしない

仙台南県税事務所職員

「り災の調査について、例えば将来的に人手不足なのでスマートフォンで写真を撮つて送るなど、業務が簡略化される可能性がありますが、それでは詐称する人がいたり、適切な調査ができるのではないかと思います」

あとあらゆる危険を想定する

北西部税事務所・栗原地域事務所職員

「現地の調査には、あとあらゆる危険が伴います。雪が積もつて建物が見えないから帰つてきましたこともありました。安全靴を履かないと釘を踏むこともある。がれきの上も歩きます。海岸線の道路を走るときは、ラジオを全開にして、津波警報がきたらすぐ逃げる心

「半壊から大規模半壊の境目で迷うことがあります。迷ったときは、複数の目でお互い相談しながら調査をしました」

「認定士の養成、若手職員の人材育成で体制を整備する

塙釜県税事務所・東部県税事務所職員

「兵庫県のような家屋被害認定士という体制を整備すれば、市町村間の認定の差が出にくいたと思います。東日本大震災では、かなりの差があります。令和元年5月には、対象範囲を本庁から地方機関に拡張する等の改定を行い、計画名も「宮城県業務継続計画(BCP)」に変更している。本計画の中で税務課及び各県税事務所の非常時優先業務として「要請を受けた住家被害認定調査に係る市町村への調査支援(助言及び相談を含む)に関する」と位置付けている。

業務継続計画(BCP)に位置づけ

県では、東日本大震災と同規模の地震が発生した場合を想定し、「宮城県業務継続計画(BCP)【本庁・地震編】」を平成28年3月に策定した。

P)【本庁・地震編】を平成28年3月に策定した。令和元年5月には、対象範囲を本庁から地方機関に拡張する等の改定を行い、計画名も「宮城県業務継続計画(BCP)」に変更している。本計画の中で税務課及び各県税事務所の非常時優先業務として「要請を受けた住家被害認定調査に係る市町村への調査支援(助言及び相談を含む)に関する」と位置付けている。

県税職員セミナーの開催

税務課では、多発する自然災害に際し、税務職員として支援業務を行うケースが多くあるが、被災現場の実態や実情、必要な視点等について知る機会が限られているとして、実際に業務に従事した職員を講師としたセミナーを開催し、災害対応に備えている。

耐震性の優れた設備に変更

多くの住宅のライフラインで被害を受けたことから、水道やガス等が使用できず、入居者が部屋に戻れない状況等が続いたこともあり、受水層の更新等の設備改修工事の際には、耐震性の優れた物に変更する等、被害の軽減や早期の復旧が可能となるよう、災害に向けた対策に取り組んでいる。

今後の災害対応に向けた取組等

判定時配布用パンフレットの普及

県内市町村により制作された、応急危険度判定パンフレットが、全国被災建築物応急危険度判定協議会に採用され、全国共通のひな形として普及している。

定められたパンフレットが、全国被災建築物応急危険度判定協議会に採用され、全国共通のひな形として普及している。

被災建築物応急危険度判定の告知

この判定の目的は、条例による建物の倒壊や落下物の危険性を示し、二次災害を防止することです。

判定の結果は「判定スティッカー」を確認ください。

判定スティッカー(赤・黄・緑)

危険 要注意 調査済

①注記(他の危険か)を確認して選択すべきかどうかを検討してください。
②被害部位の記載は、判断結果に記載して下さい。

●「危険」の判定結果でも、修復できる場合がありますので、あわせて専門家(建築士等)に相談してください。
●各種規制等に必要な「火災対策」ではありません。
●火災対策等は別途おこなってください。

お問い合わせ先
○○市災害対策本部
電話 000-123-4567 (○○市○○課)

出典:全国被災建築物応急危険度判定協議会(当時)



石巻市築山の住宅街

地域主導の応急危険度判定実施体制

交通網や通信網が途絶え、被災直後は周辺地域から救援を得られなかつた課題を踏まえ、市町村と建築士会の協定締結を促進するほか、県では市町村担当者へ応急危険度判定のコードイネートの講習を行つ等、地域主導の応急危険度判定を行つ体制づくりを進めている。

り災証明書の法的な位置づけ

り災証明書の交付については、法令上明示的位置付けがなかつたが、平成25年6月に「災害対策基本法」が改正され、り災証明書の交付

判定を行つ体制づくりを進めている。

り災証明書の法的な位置づけ